

平成 26 年 5 月 12 日  
福祉部高齢社会対策課

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
における検討課題

主体的に取り組む介護予防の推進と生活支援の充実

【目標】

高齢者が自ら介護予防に取り組むとともに、生活状況や身体状況に応じた生活支援サービスを受けながら、自立した生活を継続できる地域社会の実現をめざします。

【現状と課題】

介護予防は、高齢者が要介護状態等になることの予防や、要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。

区はこれまで、全高齢者を対象とした一次予防事業としての介護予防の普及啓発と、要支援、要介護状態となるおそれの高い高齢者を対象とした二次予防事業としての各種講座・教室の参加率向上に努めてきました。

とりわけ、第 5 期計画においては、二次予防事業参加者の増加を図るため、対象者の把握方法を変更するとともに、事業内容を高齢者のニーズに合わせて見直し、参加者数は、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて約 2 倍の増加となっています。

また、一次予防事業については、各種キャンペーン事業や地域での介護予防活動への支援を行ってきました。練馬区高齢者基礎調査によると、高齢者一般の 5 割強、要介護認定者の 6 割の方が意識して介護予防に取り組んでおり、前回の調査結果を上回っています。その一方で、興味があるが具体的な方法が分からないと答えた方は 1 割前後を占めています。今後力を入れてほしい高齢者施策については、高齢者一般では「要介護状態にならないようにする介護予防・認知症予防の充実」が最も多くなっています。

介護予防事業については、心身機能を改善することに偏りがちであるという指摘があることから、今後は、多くの高齢者が自ら主体的に介護予防に取り組むことができるよう、地域で活動するボランティア等と協働して活動の場を拡大し社会参加の機会を拡大し、自助、互助のつながりの中で、バランスよく介護予防を推進していくことが求められています。

一方、国は、第 6 期の計画期間開始に合わせ、地域包括ケアシステムの構築

に向け、介護保険の予防給付と地域支援事業を見直すこととしました。主な見直し内容は、予防給付のうち、訪問介護と通所介護を区市町村が取り組む地域支援事業へ移行する、地域支援事業において、NPOや民間事業者、ボランティア等の多様な主体による多様なサービスの提供を含めた、新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設する、高齢者が中心となった地域の支え合いの仕組みを構築するといったものです。

このような現状を踏まえ、介護予防と生活支援を一体的に提供し、より効果的な事業・サービスとなるよう、高齢者の社会参加や地域での支え合いの仕組みづくりにも留意した検討を行う必要があります。

### 【施策の方向性と主な取組事業】

#### 1 介護予防・日常生活支援総合事業の創設

制度改正に伴い、介護予防と日常生活への支援を切れ目なく提供する仕組みとして「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設します。

この事業は、要支援者や要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」からなります。

従来の介護予防給付の中の介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、「介護予防・生活支援サービス事業」の中で、訪問型サービス、通所型サービスとして実施します。合わせて、高齢者の多様なニーズに応えられるよう、高齢者お困りごと支援事業やいきがいデイサービス事業、食事サービス等についても選択可能としていきます。

利用にあたっては、要支援認定を受けた方は高齢者相談センターによるケアプランに基づきサービスを利用し、要支援認定を受けていない方は基本チェックリストを用いることなどによりサービスを利用します。いずれの場合にも、事業・サービスを適切に組み合わせることができるケアマネジメントが求められることから、高齢者一人ひとりの具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を本人、家族、サービス提供者が共有することで、高齢者の自立した生活を支援していきます。

#### 《主な取組事業》

事業 介護予防・生活支援サービス事業 新規

- ・訪問型サービス（訪問介護事業者による身体介護、生活援助等）  
高齢者お困りごと支援事業
- ・通所型サービス（通所介護事業者による機能訓練等）いきがいデイサービス事業、よりあいひろば、食のほっとサロン、食事サー

#### ビス（会食）事業

- ・配食サービス
- ・見守りサービス（見守り訪問事業、緊急通報システム） 保留
- ・介護予防事業（要支援者と要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者対象） 下記2参照
- ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）

## 2 要支援者・二次予防事業対象者向けの介護予防事業の充実

制度改正に伴い、従来の一次予防事業と二次予防事業を、「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」に再編します。

生活機能の低下が見られ、要支援・要介護状態となるおそれの高い高齢者を対象とした従来の二次予防事業については、制度改正に伴い、「介護予防・生活支援サービス事業」として実施します。平成27年度からは、要支援者も含めて、心身状況を判定する基本チェックリストにより対象者を把握し、教室への参加を促します。

運動器機能向上や栄養改善、口腔機能向上のための各講座・教室については、これまでの申込実績や開催実績を踏まえ、教室内容の一層の充実に取り組みます。

また、高齢者の要望の多い認知機能の低下を予防する教室を新設し、軽度の認知機能の低下が心配な方に対し、生活習慣の改善や社会参加の機会拡充等のための支援を行います。

#### 《主な取組事業》

事業 介護予防事業対象者の把握事業

事業 要支援者・二次予防事業対象者向け介護予防事業の充実

事業 （仮称）認知機能低下予防教室 新規

## 3 一般介護予防事業の推進

### (1) 地域における介護予防事業の推進

一般介護予防事業については、元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てることなく、介護予防の取組を推進します。

介護予防の普及啓発にあたっては、高齢者一人ひとりが介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自ら取り組むことができるよう、各事業の実施方法を工夫しながら参加者数の増加を図ります。

また、普及啓発をさらに拡大するため、多くの高齢者が集まる敬老館や高齢者センター、地区区民館等において、地域で介護予防活動に取り組む介護

予防推進員や認知症予防推進員、健康づくりサポーター等の地域人材を活かした講座・教室の拡充を図ります。区民の活動の場の拡充と講座・教室数の増を合わせて進めることにより、人と人とのつながりを通じた介護予防活動の継続的な拡大に努めます。

#### 《主な取組事業》

事業 介護予防普及啓発事業

事業 地域介護予防活動支援事業

#### (2) 区民の主体的な自主活動への支援強化

区民の主体的な介護予防の取組を効果的に進めるためには、リハビリテーション等の介護予防に関わる専門職員が関与することにより、日ごろの自主活動の充実を図っていく必要があります。そこで、介護予防に取り組む自主グループ等に、リハビリテーション専門職や栄養改善指導員、口腔機能向上指導員等の専門職員をアドバイザーとして派遣し、地域における介護予防活動の支援を強化します。

また、区が調整役となって団体間の連携の促進に取り組み、団体等の情報を発信していきます。

#### 《主な取組事業》

事業 地域リハビリテーション活動支援事業 新規

#### 4 介護予防施策の評価

介護予防事業の各取組について、目標値の達成状況等の検証を通じた事業評価を行い、事業内容の継続的な改善を図ります。

#### 《主な取組事業》

事業 介護予防事業評価事業

#### 5 高齢者の日常生活を支えるサービスの充実

介護保険サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の対象とならない高齢者に対しては、一時的なけがや病気等により在宅介護が必要となった場合の自立支援用具の給付や車いす・介護用ベッドの貸与等を行います。

また、練馬区社会福祉協議会や練馬区シルバー人材センター、家事援助を行うNPO・ボランティア団体など、地域の福祉団体等が実施する生活支援サービス等を含め、各種高齢者向けサービスを高齢者の生活ガイドに掲載す

るとともに、高齢者相談センターの窓口で区民への周知、紹介を行います。

このほか、保健福祉サービスの利用に関する苦情を受け付ける第三者機関として設置されている保健福祉サービス苦情調整制度の適切な運用を通じて、保健福祉サービスの質の向上をめざします。

#### 《主な取組事業》

事業 自立支援用具給付

事業 車いす等の貸与

事業 高齢者の生活ガイドの発行

事業 保健福祉サービス苦情調整制度の適切な運用

### 6 高齢者が中心となった地域の支え合いの推進

豊富な知識や経験のある元気高齢者が生活支援サービスの担い手となって活動できるようにするため、高齢者のボランティア育成事業を実施します。

(仮称)生活支援コーディネーターを高齢者相談センター本所に配置し、参加意欲のある方を対象に研修を行い、練馬区社会福祉協議会や練馬区シルバー人材センター、家事援助を行うNPO・ボランティア団体、介護サービス事業者等の活動の場を紹介します。合わせて、生活支援サービスの事業主体による協議体を設置し、各団体間のネットワークづくりへの支援を行います。

このほか、地域の福祉団体等について、介護サービス事業者と同様に、練馬介護人材育成・研修センターの研修を受講できるようにし、区内における生活支援サービスの質の向上を合わせて図っていきます。

#### 《主な取組事業》

事業 (仮称)高齢者ボランティア育成事業 新規

事業 (仮称)生活支援コーディネーターの配置 新規